

村山市立大久保小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月 策定
令和8年4月 改訂
村山市立大久保小学校

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、児童の尊厳を保持することを目的に、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、未然防止、早期発見、即時対応・組織的対応等に全力で取り組みます。

いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、当該行為の対象になった児童生徒が、心身の苦痛を感じるもの。（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめの解消は、①いじめに係わる行為が止んでいること。（少なくとも3ヶ月以上）、
②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（被害児本人や保護者との面談）以上の2つが解消の条件である。

2 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員による指導について

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、子ども理解に基づくきめ細かな指導、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図っていきます。
- ② 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していきます。
- ③ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進め、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないようにします。
- ④ 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方に細心の注意を払います。

(2) 児童に培う力とその取組み

《培う力》

- ① 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培います。
- ② 自他を尊重する態度を育てます。
- ③ 児童が他者との円滑なコミュニケーションを図る能力を育てます。（自他の意見の相違があっても、認め合いながら建設的に調整・解決していきける力）
- ④ ストレスに適切に対処できる力を育てます。（運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりする力）
- ⑤ 自己有用感、自己肯定感を育てます。

《取組み》

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動を推進します。
- ② 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりと、一人一人が活躍できる集団づくりを進め、互いが認め合える学級経営を充実させます。
- ③ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会を意図的に設けます。
- ④ 目標や目的を明確にし、児童が主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けます。
- ⑤ 子ども会育成会や地域の行事や、ボランティア活動への積極的な参加を促します。

(3) いじめ防止のための組織とその取組み（いじめ防止対策推進法第22条：必置）

《組織》

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる組織を置きます。

- ① 校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭
- ② 校外関係者：PTA会長、PTA副会長、母親委員長、主任児童委員、民生委員等

《取組み》

組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、当該組織が中核となる役割を担い下記の具体的取組みを行います。

- ① 学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等の実施。
 - ・ いじめを正しく理解し対応するための校内研修や、職員会議等の情報提供の機会の設定。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会の提供。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての対応。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有。
- ④ いじめの疑いに係る情報があつた場合の緊急会議の開催。（情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等）

(4) 児童会の主体的な取組み

- ① 児童会の目標や各委員会活動の中で、よりよい人間関係づくりや、望ましい生活の仕方について主体的に考え実行できるようにします。
- ② 児童会による「おおくぼ運動」を通して、児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組みを推進します。

(5) 家庭・地域との連携

- ① 学年・学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて、「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、緊密な連携協力体制を作っていきます。
- ② 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について話し合う機会を設け、家庭・地域と連携した対策を推進します。

3 いじめの早期発見のために

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① 児童が示す小さな変化やSOSサインを見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、職員会議後の「子どもを語る会」を中心に、教職員相互が積極的に情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するようにします。
- ② 休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配ったり、日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりします。また、個人面談や家庭訪問の機会を十分に活用します。
- ③ 「Q-Uアンケート」及び「心のアンケート」を実施し、児童の心の声を拾い上げ、いじめの問題の未然防止、早期発見、即時対応に活かします。
- ④ 子どもと向き合う時間を確保するとともに、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努め、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築を進めます。

(2) 相談窓口などの教育相談体制

- ① 児童及び保護者、及び教職員が、抵抗なくいじめの問題に関して相談できる体制を整備します。
- ② 相談室の利用、電話相談窓口について広く周知します。
- ③ 担任、養護教諭、生徒指導部の連携により、教育相談体制を充実させます。

(3) 地域や家庭との連携について

- ① より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

4 いじめに対する対応（即時対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応します。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童に指導します。軽微な事案でも、関係職員に連絡し、以後の見守りに生かします。
- ③ 児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。そして、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ④ いじめられている児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに村山警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ① 発見、通報を受けた教職員は、躊躇なく、校内の「いじめ防止対策委員会」に報告し組織的対応を図ります。その後は、当該委員会が、中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- ② 事実確認の結果は、校長が責任を持って村山市教育委員会に報告するとともに、加害・被害児童の保護者にも連絡し、事後の対応にあたります。

(3) いじめを受けた児童への対応及び保護者への支援

- ① いじめられている児童から、事実関係の聴取を行います。その際、いじめられている児童にも責任があるという考えはあってはならず、「あなたは悪いのではない」ことをはっきり伝える等、自尊感情を高めるように指導します。
- ② 児童・保護者の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して対応します。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝えます。
- ④ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人々等）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制を作ります。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して注意を払い、必要な支援を行います。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ① 事実関係の聴き取りは、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得ます。いじめをやめさせ、その再発を防止します。また、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めます。
- ② いじめたとされる児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。また、いじめの背景や本人の悩みや課題等に寄り添いながら、当該児童が、健全な人間関係を育み、社会性の向上や人格の成長を図れるように指導します。
- ③ 懲戒や出席停止制度の活用については、村山市教育委員会と協議します。

(5) 周りの集団へのはたらきかけ

- ① いじめの観客や傍観者にならない指導を行います。全ての児童が、集団が一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに取り組みます。

(6) ネットいじめへの対応等

- ① 情報モラル教育を推進します。
- ② ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取ります。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法２８条①：必置）と調査の実施

- ① いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより当該児童が相当の期間（年間３０日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設置し、質問票の使用、その他の適

切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を実施します。

② 重大事態と想定されるケース

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

③ 組織の構成

校内いじめ防止対策委員会を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得ます。（具体的な調査組織の構成員については、村山市教育委員会の指示を仰ぎます。）

(2) 報告・連絡体制と外部機関との連携

① 校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」によります。

② 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く村山市教育委員会を通じて村山市長に報告します。

③ 重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じて村山市教育委員会、村山警察署、児童相談所、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていきます。

(3) 重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え

① 「いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリスト」を活用した研修会を実施します。

6 学校評価

学校評価において、学校評価の目的を踏まえて、いじめ問題を取り扱います。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分に踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組み状況や達成状況を評価します。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいきます。

7 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

いじめ問題の解決のためには、担任を始め、教職員の指導力向上によるところが大きいと考えます。校内・校外の研修会への積極的な参加を進め、教師としての授業力や資質の向上を図っていきます。また、いじめや生徒指導・子ども理解についても、積極的に外部講師を招聘し、研修の充実を図ります。

(2) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

(3) 地域や家庭との連携

学年、学級懇談会や学校だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組み、学校評価の結果等について知らせ、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図ります。

(4) 子ども会育成会・放課後児童クラブ・スポーツ少年団等との連携

情報交換を密にし、緊急を要する場合にはいつでも連絡を取り合うことができるように、教頭・教務主任を窓口とし、各団体と協力し、組織的にいじめの未然防止・早期発見・即時対応を図ることができるようにします。